

各 位

## 金融円滑化に係る取組状況について

株式会社 静岡中央銀行（社長 清野 眞司）では、従来より「お客様中心主義」の基本方針のもと、地域金融の円滑化が地域金融機関の最大の使命と認識し、中小企業者のお客様からの資金需要や貸出条件の変更等に関するご相談や、住宅資金をご利用のお客様からのご返済負担の軽減のご相談等に対し真摯に対応してまいりました。

金融円滑化法は、平成 25 年 3 月 31 日を以って終了しましたが、当行の金融円滑化に係る方針は何ら変わらず、コンサルティング機能の一層の発揮に努めてまいります。今般、貸付け条件の変更等の実施状況につきまして、以下の通りご報告致します。

### 記

#### 1. 法施行以降(平成 21 年 12 月 4 日以降)平成 25 年 9 月 30 日までの実績

お客様が中小企業者である場合

単位:件、百万円(金額単位未満は切捨)、( )内は申込みに対する比率(%)

		お申込み									
		実行		審査中		謝絶		取下げ			
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
全体	平成 25 年 3 月 31 日までの申込み分の実績	8,247 (100)	173,485 (100)	7,731 (93.7)	161,969 (93.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	293 (3.6)	4,996 (2.9)	223 (2.7)	6,519 (3.7)
	平成 25 年 9 月 30 日までの実績	9,538 (100)	199,233 (100)	8,865 (93.0)	185,759 (93.3)	125 (1.3)	1,667 (0.8)	317 (3.3)	5,226 (2.6)	231 (2.4)	6,580 (3.3)

お客様が住宅資金借入者である場合

単位:件、百万円(金額単位未満は切捨)、( )内は申込みに対する比率(%)

		お申込み									
		実行		審査中		謝絶		取下げ			
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
全体	平成 25 年 3 月 31 日までの申込み分の実績	373 (100)	7,549 (100)	330 (88.5)	6,961 (92.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	25 (6.7)	386 (5.1)	18 (4.8)	201 (2.7)
	平成 25 年 9 月 30 日までの実績	427 (100)	8,705 (100)	371 (86.9)	7,809 (89.7)	11 (2.6)	270 (3.1)	26 (6.1)	395 (4.6)	19 (4.4)	229 (2.6)

※ 件数は債権単位、金額は申込み時点の債権額です。「貸付け条件変更等」の定義は、『中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令』に基づき計上しております。

※ 上段は、『中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令』に基づき、平成 25 年 3 月 31 日までの申込み分の対応状況を表示しております。

## 2. 貸付けの条件の変更等の実施状況

平成 21 年 12 月 4 日から平成 25 年 9 月 30 日までの詳細資料については、別表をご覧くださいとともに、各営業店に備え置きしてありますので、お気軽にお声掛け下さい。

別表 1. 貸付けの条件の変更等の申込を受けた貸付債権の額（中小企業者のお客様）

別表 2. 貸付けの条件の変更等の申込を受けた貸付債権の数（中小企業者のお客様）

別表 3. 貸付けの条件の変更等の申込を受けた貸付債権の額（住宅資金お借入れのお客様）

別表 4. 貸付けの条件の変更等の申込を受けた貸付債権の数（住宅資金お借入れのお客様）

以上

**【 本件に関するお問い合わせ先 】**

融資部 金融円滑化相談窓口（担当：鈴木）TEL 055 - 962 - 2921

# 中小企業者のお客さまの貸付けの条件の変更等の実施状況

## (別表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

[中小企業者のお客さま]

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	5,274	15,059	25,710	38,821	55,082	68,933	83,717	95,286	110,517	125,593	135,482	145,110	160,267	173,410	173,478	173,485
	5,274	15,059	25,710	38,821	55,082	68,933	83,717	95,286	110,517	125,593	135,482	145,110	160,267	173,410	187,133	199,233
うち、実行に係る貸付債権の額	1,326	12,478	22,375	34,066	48,935	62,741	76,918	88,731	101,549	114,103	123,853	132,764	146,424	159,548	161,962	161,969
	1,326	12,478	22,375	34,066	48,935	62,741	76,918	88,731	101,549	114,103	123,853	132,764	146,424	159,548	171,821	185,759
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	154	367	973	1,589	2,843	3,236	3,494	3,656	4,099	4,198	4,390	4,705	4,996	4,996
	0	0	154	367	973	1,589	2,843	3,236	3,494	3,656	4,099	4,198	4,390	4,705	5,012	注1 5,226
うち、審査中の貸付債権の額	3,855	1,830	2,047	3,072	3,782	3,074	2,035	1,321	3,381	5,624	1,854	2,239	3,464	2,636	0	0
	3,855	1,830	2,047	3,072	3,782	3,074	2,035	1,321	3,381	5,624	1,854	2,239	3,464	2,636	3,737	1,667
うち、取下げに係る貸付債権の額	93	749	1,132	1,316	1,392	1,527	1,920	1,997	2,092	2,209	5,674	5,908	5,987	6,519	6,519	6,519
	93	749	1,132	1,316	1,392	1,527	1,920	1,997	2,092	2,209	5,674	5,908	5,987	6,519	6,562	6,580

注1・・・申込受付時から3ヶ月経過したことに伴い謝絶扱いとしたもの3,463百万円を含みます。

## (別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[中小企業者のお客さま]

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	174	688	1,193	1,769	2,461	3,156	3,814	4,416	5,073	5,760	6,335	6,925	7,586	8,235	8,246	8,247
	174	688	1,193	1,769	2,461	3,156	3,814	4,416	5,073	5,760	6,335	6,925	7,586	8,235	8,867	9,538
うち、実行に係る貸付債権の数	51	545	970	1,525	2,141	2,821	3,453	4,015	4,606	5,249	5,799	6,337	6,958	7,591	7,730	7,731
	51	545	970	1,525	2,141	2,821	3,453	4,015	4,606	5,249	5,799	6,337	6,958	7,591	8,165	8,865
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	15	33	64	113	143	162	179	188	217	232	250	268	293	293
	0	0	15	33	64	113	143	162	179	188	217	232	250	268	295	注2 317
うち、審査中の貸付債権の数	120	110	154	138	176	129	102	116	151	176	129	154	170	153	0	0
	120	110	154	138	176	129	102	116	151	176	129	154	170	153	180	125
うち、取下げに係る貸付債権の数	3	33	54	73	80	93	116	123	137	147	190	202	208	223	223	223
	3	33	54	73	80	93	116	123	137	147	190	202	208	223	227	231

注2・・・申込受付時から3ヶ月経過したことに伴い謝絶扱いとしたもの228件を含みます。

※ 件数は債権単位、金額は申込み時点の債権額です。「貸付け条件変更等」の定義は、『中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令』に基づき計上しております。

※ 上段は、『中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令』に基づき、平成25年3月31日までの申込み分の対応状況を表示しております。

# 住宅資金お借入のお客さまの貸付けの条件の変更等の実施状況

## (別表3) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

[住宅資金お借入のお客さま]

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	256	942	1,805	2,362	2,804	3,283	4,204	4,867	5,245	5,836	6,483	6,793	7,118	7,518	7,549	7,549
	256	942	1,805	2,362	2,804	3,283	4,204	4,867	5,245	5,836	6,483	6,793	7,118	7,518	8,153	8,705
うち、実行に係る貸付債権の額	32	623	1,456	2,098	2,529	2,981	3,622	4,262	4,788	5,248	5,875	6,172	6,402	6,895	6,961	6,961
	32	623	1,456	2,098	2,529	2,981	3,622	4,262	4,788	5,248	5,875	6,172	6,402	6,895	7,357	7,809
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	1	1	22	107	107	133	177	230	267	326	330	342	386	386	386
	0	1	1	22	107	107	133	177	230	267	326	330	342	386	386	注3 395
うち、審査中の貸付債権の額	223	313	320	213	132	130	355	303	76	149	80	89	172	35	0	0
	223	313	320	213	132	130	355	303	76	149	80	89	172	35	208	270
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	4	28	28	34	63	93	123	149	169	201	201	201	201	201	201
	0	4	28	28	34	63	93	123	149	169	201	201	201	201	201	229

注3・・・申込受付時から3ヶ月経過したことに伴い謝絶扱いとしたもの395百万円を含みます。(全額)

## (別表4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[住宅資金お借入のお客さま]

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	11	42	92	122	144	171	211	247	265	294	324	340	355	372	373	373
	11	42	92	122	144	171	211	247	265	294	324	340	355	372	399	427
うち、実行に係る貸付債権の数	1	24	66	100	122	145	175	205	230	252	279	296	307	328	330	330
	1	24	66	100	122	145	175	205	230	252	279	296	307	328	345	371
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	1	1	3	9	9	11	14	16	18	21	22	23	25	25	25
	0	1	1	3	9	9	11	14	16	18	21	22	23	25	25	注4 26
うち、審査中の貸付債権の数	10	15	21	15	8	10	15	15	4	8	6	4	7	1	0	0
	10	15	21	15	8	10	15	15	4	8	6	4	7	1	11	11
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	2	4	4	5	7	10	13	15	16	18	18	18	18	18	18
	0	2	4	4	5	7	10	13	15	16	18	18	18	18	18	19

注4・・・申込受付時から3ヶ月経過したことに伴い謝絶扱いとしたもの26件を含みます。(全件)

※ 件数は債権単位、金額は申込み時点の債権額です。「貸付け条件変更等」の定義は、『中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令』に基づき計上しております。

※ 上段は、『中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令』に基づき、平成25年3月31日までの申込み分の対応状況を表示しております。